

青森県報

号外第八十三号

平成十八年
九月二十日
(水曜日)

目次

告 示

遊漁規則の変更認可.....(水産振興課)...

告 示

青森県告示第六百八十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

(岩崎村漁業協同組合)

- 一 漁業者の住所及び名称
西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七 番地一 岩崎村漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第一号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚	種	遊漁の方法	遊漁料
-------	---	---	-------	-----

五 施行の日 平成十八年九月五日

(深浦漁業協同組合)

- 一 漁業者の住所及び名称
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四番地一 深浦漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第二号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 八、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(赤石水産漁業協同組合)

- 一 漁業者の住所及び名称
西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字砂山一四六番地 赤石水産漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第五号

遊漁承認証	魚	種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 八、 円	
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円	

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(赤石地区漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二七番地五 赤石地区漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第五号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(中村川振興漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一一四番地一二 中村川振興漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第六号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(西津軽新田漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

つがる市木造若宮一番地 西津軽新田漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第七号 内共十三号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円

渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円
-----	---------------------------------------	-----	-----

五 施行の日 平成十八年九月五日

(廻堰大溜池内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井五三番地 廻堰大溜池内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第八号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(十三漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

五所川原市十三羽黒崎一三三番地 十三漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第十号 内共第十二号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(車力漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

つがる市富泡町清水六番地五 車力漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第十二号 内共第十三号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(岩木川漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

弘前市大字小沢字山崎一四八番地三 岩木川漁業協同組合

- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十四号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

遊漁規則(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)第二条第二項の「手釣・竿釣・持網・四ツ手網・筒・かぎかけ」を「竿釣・かぎかけ」に、「投網の場合には遊漁対象水産動物、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。」を「申請しなければならない。」に、同条第三項「手釣・竿釣・持網・四ツ手網・たも網」を「竿釣・たも網」に改める。

(遊具漁法の制限)第三条の表遊具・漁法欄の「持網、四ツ手網」とそれに付随する規模の欄「網口径最長部二メートル以下、縦横各一メートル以下」を削除する。
(遊漁の方法及び区域、期間)第四条の表のあゆ漁業について、漁具・漁法の欄の「手釣・竿釣」を「竿釣」に改め、それ以外の漁具・漁法は、規模、区域及び期間の欄も含めて全て削除する。こい漁業について、漁具・漁法の欄の「手釣・竿釣」を「竿釣」に、期間の欄の「一月一日」を「四月一日」に改め、それ以外の漁具・漁法は、規模、区域及び期間の欄も含めて全て削除する。ふな漁業について、漁具・漁法の欄の「手釣・竿釣」を「竿釣」に、期間の欄の「一月一日」を「四月一日」に改め、それ以外の漁具・漁法は、規模、区域及び期間の欄も含めて全て削除する。うぐい漁業について、漁具・漁法の欄の「手釣・竿釣」を「竿釣」に、期間の欄の「一月一日」を「四月一日」に改め、それ以外の漁具・漁法は、規模、区域及び期間の欄も含めて全て削除する。いわな漁業について、漁業の方法について「手釣・竿釣」を「竿釣」に改める。やまめ漁業について、漁業の方法について「手釣・竿釣」を「竿釣」に改める。

釣を「竿釣」に改める。かじか漁業について、漁業の方法について「手釣・竿釣」を「竿釣」に改め、持網を削除し、持網の統数又は規模の欄も削除し、期間の欄の「一月一日」を「四月一日」に改める。かわやつめ漁業について、漁業の方法について「筒(どう)」を削除する。

(禁止区域)第五条第二項の「中郡若木町」を「弘前市」に、第四項の「北郡中里町」を「北郡中泊町」に改める。

(遊漁料の額及び納付方法)第七条の「次項ただし書きに規定する方法により」を「当該遊漁する場所において漁場監視員に」に、(一)表題の「手釣・竿釣・持網・四ツ手網・たも網」を「竿釣・たも網」に、(二)表中漁具・漁法の「手釣・竿釣・持網」を「竿釣」に、「四ツ手網・たも網」を「たも網」に改め、(三)の表は全て削除し、同条第二項「手釣・竿釣・持網・四ツ手網・たも網」を「竿釣・たも網」に改める。

(遊漁に際し守るべき事項)第十条第一項の「要求があったときは」を「確認しやすい所に」改める。

様式第一号第八条に規定する遊漁承認証の裏、注意事項第一項の「要求があったときは」を「確認しやすい所に」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

(平川内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原六四番地 二 平川内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第十五号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円

渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円
-----	---------------------------------------	-----	-----

五 施行の日 平成十八年九月五日

(浅瀬石川漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

黒石市大字石名坂字石法師三八番地四 浅瀬石川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第十六号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(旧十川漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

五所川原市字一ツ谷五四五番地十二 旧十川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第十七号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(藤枝内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

五所川原市金木町藤枝三春九二九番地一 藤枝内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第十八号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(長富内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

五所川原市大字長富字鍍石一七五番地 長富内水面漁業協同組合

- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十九号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(三厩村漁業協同組合)

- 一 漁業権者の住所及び名称
東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九番地 三厩村漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第二十一号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(今別町内水面漁業協同組合)

- 一 漁業権者の住所及び名称
東津軽郡今別町大字今別字宮本一四番地 今別町内水面漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第二十二号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(蟹田川漁業協同組合)

- 一 漁業権者の住所及び名称
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三二番地三 蟹田川漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第二十三号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料

全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、 円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(甲田内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

青森市大字合子沢字山崎一八番地二 甲田内水面横内漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第二十四号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、 円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(田代内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

十和田市大字三本木字矢神六四番地三 田代内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第二十五号

四 変更の内容
青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、 円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(野内川漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

青森市大字野内字菊川二八 番地二 野内川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第二十六号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、 円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(平内町河川漁業協同組合)

一 漁業者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊一七一番地 平内町河川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第二十七号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(清水川内水面漁業協同組合)

一 漁業者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三番地 清水川内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第二十八号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円

渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円
-----	---------------------------------------	------------	---------

五 施行の日 平成十八年九月五日

(野辺地川漁業協同組合)

一 漁業者の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地三三三番地 野辺地川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第二十九号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(田名部漁業協同組合)

一 漁業者の住所及び名称

むつ市港町五番地三七号 田名部漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(川内町内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

むつ市川内町川内三 八番地 川内町内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十一号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(易国間漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地 易国間漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十二号 内共第三十三号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(大畑町漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

むつ市大畑町湊村一九一番地 大畑町漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十四号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(野牛漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五二番地 野牛漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十五号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(猿ヶ森漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四番地 猿ヶ森漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十六号 内共第三十七号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円

渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円
-----	---------------------------------------	------------	---------

遊漁規則(遊漁料の額及び納付方法)第六条第二項表中住所氏名の欄において、「青森県下北郡東通村大字猿ヶ森字稻荷林一三番地竹林喜四郎」を「青森県むつ市田名部前田六番地八フィッシングハウスKEYA」に、「青森県下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代二番地杉本正且」を「青森県むつ市横迎町二丁目一四番地四三バ イパス釣具店」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

(老部川漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二 老部川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第三十八号 内共第三十九号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(六ヶ所村海水漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附二二四九番地 六ヶ所村海水漁業協同組合

- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(六ヶ所村漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十二号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(小川原湖漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十四号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(七戸川内水面漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十五号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円

溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円
-----	---------------------------------------	-----	-----

五 施行の日 平成十八年九月五日

(六戸町漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

上北郡六戸町大字大落瀬字明土三番地六 六戸町漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十六号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

遊漁規則(禁止区域等)第五条表中区域及び期間の欄に「奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流千二百メートル上川原取水口までの区域」と「一月一日から十二月三十一日まで」を追加する。

(遊漁料の額及び納付方法)第七条「藤島字川原田五七番地二」を「相坂字下前川原一五一番地二」に、「上北郡十和田湖町」を「十和田市」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

(奥入瀬漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

十和田市東六番町三番三六 奥入瀬漁業協同組合

- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十六号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

遊漁規則(禁止区域等)第五条表中区域及び期間の欄に「奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流千二百メートル上川原取水口までの区域」と「一月一日から十二月三十一日まで」を追加する。

(遊漁料の額及び納付方法)第七条「藤島字川原田五七番地二」を「相坂字下前川原一五一番地二」に、「上北郡十和田湖町」を「十和田市」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

(藤坂漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

十和田市大字相坂字下前川原一五一番地二 藤坂漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十六号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

遊漁規則(禁止区域等)第五条表中区域及び期間の欄に「奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流千二百メートル上川原取水口までの区域」と「二月一日から十二月三十一日まで」を追加する。

(遊漁料の額及び納付方法)第七条「藤島字川原田五七番地二」を「相坂字下前川原一五一番地二」に、「上北郡十和田湖町」を「十和田市」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

- 一 漁業権者の住所及び名称
十和田市大字奥瀬字中平六一番地二 十和田湖町漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十六号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

遊漁規則(禁止区域等)第五条表中区域及び期間の欄に「奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流千二百メートル上川原取水口までの区域」と

「二月一日から十二月三十一日まで」を追加する。
(遊漁料の額及び納付方法)第七条「藤島字川原田五七番地二」を「相坂字下前川原一五一番地二」に、「上北郡十和田湖町」を「十和田市」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

- 一 漁業権者の住所及び名称
十和田市大字奥瀬字中平六一番地二 十和田湖町漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十七号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一五、円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	八、円

五 施行の日 平成十八年九月五日

- 一 漁業権者の住所及び名称
三戸郡南部町大字平字広場二番地 馬淵川漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成十八年九月五日
- 三 漁業権の免許番号 内共第四十八号
- 四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(県南漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

八戸市大字櫛引字上川原一番一 県南漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十八号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

五 施行の日 平成十八年九月五日

(島守漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

八戸市南郷区大字島守字山田六番地一 島守漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日
 三 漁業権の免許番号 内共第四十九号
 四 変更の内容
 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

遊漁規則(禁止区域及び期間)第五条の「前条の規定による期間内であっても次の表の」を「前条の規定による期間内であっても、次の表の」に、同条表中区域欄の「世増ダム堰堤上下流二百メートルの区域」を「世増ダム堰堤上流二百メートル、下流二百五十メートル」に改め、「巻の下頭首工上流六十メートル、下流五十メートル」を付け加える。

(遊漁に際し守るべき事項)第十条第四項「上下流二百メートルの区域」を「上流二百メートル、下流二百五十メートル」に改め、「(三)巻の下頭首工上流六十メートル、下流五十メートル」を付け加える。

様式第一号遊漁承認証(表)の遊漁区域「上下流二百メートル」を「上流二百メートル、下流二百五十メートル及び巻の下頭首工上流六十メートル、下流五十メートルの区域」に改める。

五 施行の日 平成十八年九月五日

(新井田川漁業協同組合)

一 漁業権者の住所及び名称

八戸市大字十日市字赤御道一八番地三 新井田川漁業協同組合

二 認可年月日 平成十八年九月五日

三 漁業権の免許番号 内共第四十九号

四 変更の内容

青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合の遊漁料を、次のとおりとする。

遊漁承認証	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

遊漁規則(禁止区域及び期間)第五条の「前条の規定による期間内であつても次の表の」を「前条の規定による期間内であつても、次の表の」に、同条表中区域欄の「世増ダム堰堤上下流二百メートルの区域」を「世増ダム堰堤上流二百メートル、下流二百五十メートル」に改め、「巻の下頭首工上流六十メートル、下流五十メートル」を付け加える。

(遊漁に際し守るべき事項)第十条第四項「上下流二百メートルの区域」を「上流二百メートル、下流二百五十メートル」に改め、「(三)巻の下頭首工上流六十メートル、下流五十メートル」を付け加える。

五 施行の日 平成十八年九月五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭